

コロナ禍において

安全で安心な 臨地実習を実施 するための基本方針

看護基礎教育における臨地実習は、知識・技術を看護実践の場面で適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解する能力を養う大変重要な体験学習です。しかし現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、実習施設での学生の受け入れ制限や実習時間の短縮・中止等の状況が発生しており、臨地実習での学びの機会が脅かされています。

そこで、公益社団法人大阪府看護協会のご協力を得て、「コロナ禍において安全で安心な臨地実習を実施するための基本方針」を参考・引用させていただき、徳島県、徳島県内の看護系大学、徳島県内の看護師等学校養成所、看護管理者、徳島県看護協会で協議し、基本方針を作成しました。この方針を参考に、学生・学校・実習施設の三者間で共通の認識をもちながら、安全で安心な臨地実習が行えるようご活用ください。

徳 島 県
徳島県看護協会

令和3年10月作成

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染経路は、目や鼻、口の粘膜から感染する飛沫および接触感染が主といわれている。COVID-19は無症状でも感染していることがあるため、自らが感染源になりうることを自覚し、また、すべての方が感染者かもしれないという危機感をもって感染対策を行う必要がある。臨地実習においては、学生、学校、実習施設及び職員それぞれが、COVID-19について正しく理解した上で、適切な感染対策を実施し、感染およびその拡大リスクの低減に可能な限り努める。また、学生および看護実習対象者(担当患者・利用者)の安全を最優先とし、学生に不利益のない学習環境の確保に努め、安心して臨地実習が行われるようにする。

◆濃厚接触者の定義

「患者(確定例)*」の感染可能時間(発症2日前～)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である

- ◎患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ◎適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ◎患者(確定例)の気道分泌もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ◎その他：手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する)

*「患者(確定例)」とは、「新型コロナウイルス感染症の臨床的特徴を有し、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和3年1月8日版)

※濃厚接触者は、患者と最後に接触があった日(最終接触日)の翌日から14日間は発症する可能性があるため、不要不急の外出は自粛し、健康観察をする

濃厚接触者の定義から、医療従事者のリスクを以下のように考える

- 患者、学生、指導者など、お互いにサージカルマスクを装着した状態の場合は低リスクである。
- 相手がマスクをしていない場合、自分がマスクを装着し、アイシールドやフェイスシールドを装着していた場合は低リスクである。
- 手で触れることのできる距離で15分以上接触があっても、必要な感染予防策をしていた場合は、低リスクである。

表 医療従事者の曝露のリスク評価と対応

新型コロナウイルス感染症患者と接触したときの状況（注1）		曝露のリスク	健康観察（曝露後14日目まで）	無症状の医療従事者に対する就業制限
マスクを着用している新型コロナウイルス感染症患者と感染性期間中に長時間（注2）の濃厚接触あり				
医療従事者のPPE	PPEの着用なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクの着用なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし	低リスク	自己	なし
	サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なし	低リスク	自己	なし （体位変換などの広範囲の身体的接触があった場合は14日間）
	推奨されているPPEをすべて着用	低リスク	自己	なし
マスクを着用していない新型コロナウイルス感染症患者と感染性期間中に長時間（注2）の濃厚接触あり				
医療従事者のPPE	着用なし（注2）	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクの着用なし（注2）	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なし	低リスク	自己	なし （体位変換やリハビリなどの広範囲の身体的接触があった場合は中リスクとして14日間）
	推奨されているPPEをすべて着用	低リスク	自己	なし （注3に該当する場合は中リスクとして14日）

一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」第3版

注1 記載されているPPE以外のPPEは着用していたと考えます。例えば「眼の防護なし」とある場合は、それ以外の推奨されるPPE（マスク、手袋、ガウン）は着用していたと考えます。

注2 接触時間の目安について、旧ガイドでは3分以上を一定時間としていましたが、海外の各専門機関の指針等を踏まえて全般的に“15分以上”を長時間の基準に変更しました。ただし、患者と医療従事者が共にマスクを着用せず、外来診察など近い距離で対応した場合は、3分以上でも感染リスクが発生する可能性もあります。そのため、時間だけで明確にリスクのあるなしを決定せず、その際の状況も踏まえて判断する必要があります。

注3 サージカルマスクを着用した医療従事者が大量のエアロゾルを生じる処置を実施した場合や、これらの処置を実施中の病室内に滞在した場合は中リスクと判断します。ただし、N95マスクを着用していた場合は低リスクと判断します。

2. 実習可能な条件

実習開始日の14日前から実習期間中に、以下の内容を満たす場合のみ実習施設に赴き、実習を行うことができる（※学校・実習施設の基準に準ずる）。

- 本人（および同居者）に、渡航歴、県外移動歴（緊急事態宣言やまん延防止措置等の発令地域）がないこと（過去14日以内）
- 本人（および同居者）が、COVID-19 陽性もしくは濃厚接触者でないこと
- 本人（および同居者）が、COVID-19 を疑う症状（発熱を含む）がないこと
- 外出時は、マスク着用、手洗いなどの感染予防対策を徹底していること
- 不要・不急の外出・宿泊を避け、人が密集・密接・密閉する空間に行っていないこと
- 体温測定および健康観察を行い、行動履歴（用紙例はP3 参照）とあわせて記録していること
- 同居者以外との会合をしていないこと

健康観察・行動履歴シート（例）

※体温計測の時間、回数は実習施設の取り決めに準ずる

月／日	体温			咳嗽	咽頭痛	倦怠感	頭痛	呼吸困難	鼻閉／鼻汁	嗅覚障害／味覚	下痢	※行動履歴	
	朝	昼	夕									症状の詳細	特記事項 (県外旅行・イベント参加) (家族等の状況)
4/6	36.5℃	36.6℃	36.5℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
/	℃	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
/	℃	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
/	℃	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
どこで、誰と、 何人で行動していたのか、 マスク装着の有無 などを記載													
	℃	℃	℃						有・無	有・無	有・無		
/	℃	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		

※備考欄

症状がある場合は、詳細の記入
特記事項として、県外（海外含む）への旅行、換気が悪く・人が密集するイベントへの参加及び
家族等の感染について記入

3. 臨地実習における感染対策・注意事項

学 生

—学生として安全で安心して臨地実習を行うための心構えや行動について—

学生は定められた感染対策方法や日常生活上の注意事項を守り、健康に留意するとともに、医療従事者の一員であるという自覚と責任を持って行動する。また、少しでも不安に思うことがあれば一人で抱え込まず、いつでも教員へ相談する。

1. 実習開始 2 週間前～実習終了後まで

- ☐ 規則正しい生活を心掛け、食事・睡眠を十分にとり、体調管理に努める
- ☐ 毎朝、体温測定および健康観察を行い、行動履歴とあわせて記録する

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)発症時の頻度が高い症状を確認する

健康
観
察
の
項
目

- | | | | |
|-----------|--------|------|-----|
| ①咳嗽 | ②咽頭痛 | ③倦怠感 | ④頭痛 |
| ⑤息切れ・呼吸困難 | ⑥鼻閉・鼻汁 | | |
| ⑦嗅覚・味覚障害 | ⑧下痢 | | |

- ☐ 上記以外で気になる症状がある場合や、不安に思うこと・心配なことがある場合は、いつでも教員に相談する

2. 実習中

- ☐ 毎朝、体温測定および健康観察を行い、37.5℃以上の発熱や、COVID-19 を疑う症状、その他気になる症状がある場合は、教員に報告し指示を受ける
 - 発熱の判断については、実習施設の基準がある場合はそれに従う
 - 発熱や COVID-19 を疑う症状がある場合は、フロー図 (P6) を参照し、行動する
- ☐ 無理をせず、体調に不安があれば教員に申し出る
 - 感染状況に応じてゴーグル、フェイスシールドを着用する
 - 実習施設用マスクは毎日交換し、通学用とは区別しておく
- ☐ 常にサージカルマスクを着用する
- ☐ 標準予防策を遵守する
- ☐ 実習施設の感染対策に準ずる
- ☐ 更衣室や休憩室、カンファレンス室などでは、密にならないように場所や利用時間を調整する
- ☐ 食事は対面での着座を避け、距離を保って座り摂取する。食事中マスクを外している間は会話を控え、食事が終了すれば速やかにマスクを装着する
- ☐ 使用した共有場所や物品を消毒する

- ベッドサイドケアの前後には、手洗いまたはアルコールによる手指衛生を徹底する
- 看護実習対象者(担当患者・利用者：以下、実習対象者)へのケア時は実習対象者にも原則、マスクを着用してもらう
- コロナ禍における侵襲的な処置およびエアロゾルが発生する状況においては、フェイスシールドやN-95 マスクなどを装着した感染対策が必要となるため、ケア実施の可否および感染対策方法については実習施設の取り決めに従う

- 例**
- ▶ 実習対象者がマスクを装着できない場合の日常生活援助
(食事介助・口腔ケア・清拭やシャワー介助など)
 - ▶ 実習対象者と15分以上接触し、密着するケアを実践する場合
 - ▶ 吸引処置や酸素吸入などによりエアロゾルが発生する状況がある場合など

手指衛生の5つのタイミング

- ① 患者に触れる前（手指を介して伝播する病原微生物から患者を守るため）
- ② 清潔／無菌操作の前（患者の体内に微生物が侵入することを防ぐため）
- ③ 体液に曝露された可能性のある場合（患者の病原微生物から医療従事者を守るため）
- ④ 患者に触れた後（患者の病原微生物から医療従事者と医療環境を守るため）
- ⑤ 患者周辺の環境や物品に触れた後（患者の病原微生物から医療従事者と医療環境を守るため）

WHO「医療における手指衛生についてのガイドライン」2009 年

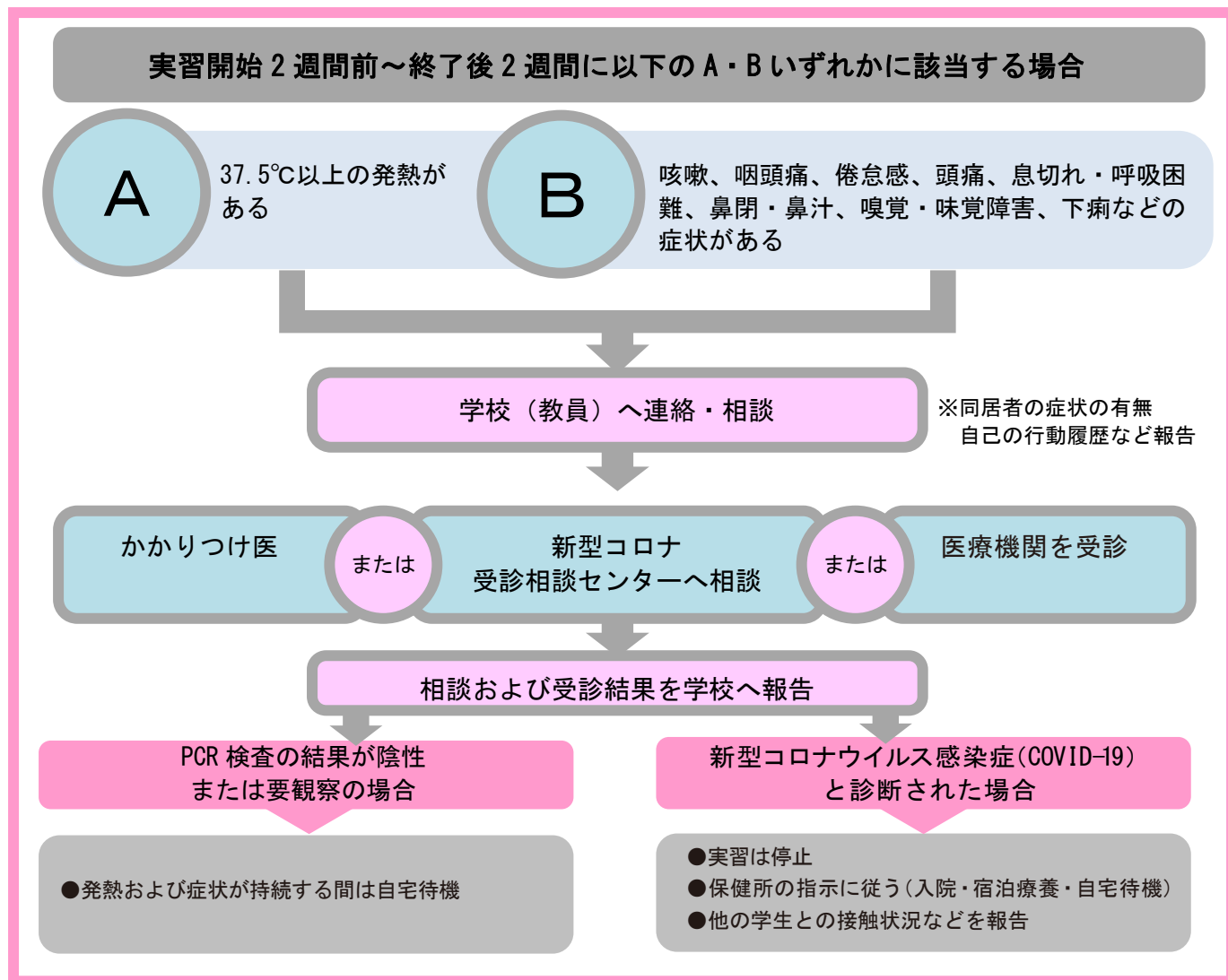
3. 実習終了後 2 週間

- 実習終了後 2 週間までは、体温測定および健康観察を行い記録する。
- 37.5℃以上の発熱や、COVID-19 を疑う症状がある場合、気になる症状がある場合は教員に報告する

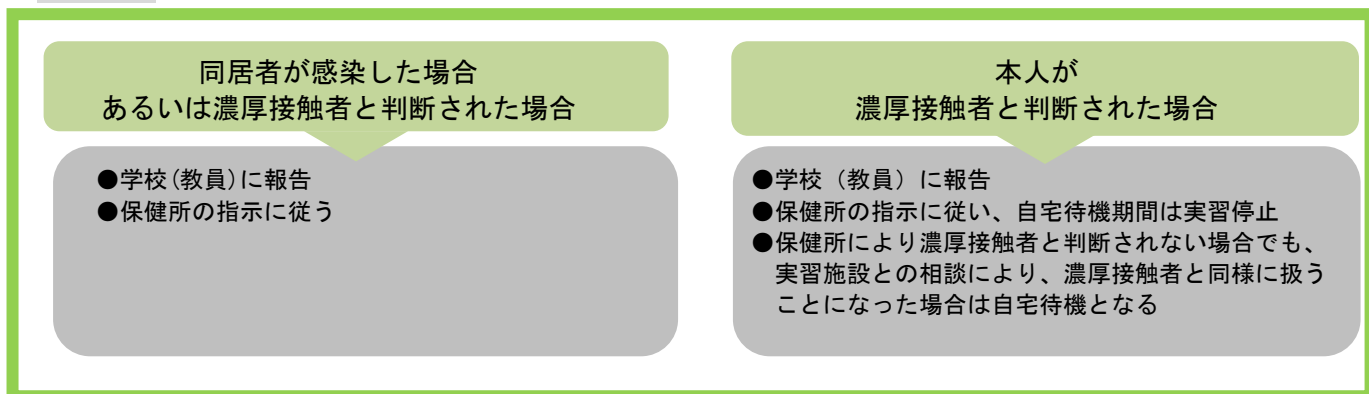
4. その他

- 実習前・実習中に、同居者が感染者、あるいは感染者との濃厚接触者であることが判明した場合は、速やかに教員に連絡する
- 学生自身が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い、自宅待機期間は実習を停止する
- 実習 2 週間前から実習中、実習終了後 2 週間まで、体調不良や発熱、COVID-19 を疑う症状が出現した際は、速やかに教員に報告する

フロー図 発熱などの症状がある場合



フロー図 同居者が感染あるいは本人・同居者が濃厚接触者と判断された場合



学 校

—学校として安全で安心して臨地実習を行うために準備・確認を要すること—

学生が安全で安心して臨地実習が行えるように、学生および看護実習対象者（担当患者・利用者：以下、実習対象者）の安全を最優先とし、実習施設と緊密な連携を図り、実習環境の調整や学習機会の確保に努める。学生が適切に感染対策に取り組みながら臨地実習ができるように支援するとともに、学生の不安や心配事についてもサポートし、それらを緩和できるように働きかける。

1. 実習前

□ 実習施設に確認し、検討および調整を行う

- 実習施設での感染対策
- 実習対象者の選定、実習の達成目標、実習内容や方法（侵襲的な処置およびエアロゾルが発生する状況時のケア実施の可否および感染対策について）
- 学生が 37.5℃以上の発熱や新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を疑う症状があったとき、COVID-19 と診断されたとき、濃厚接触者と判断されたときの報告体制や対応方法

□ 本基本方針に沿って、学生に COVID-19 および感染対策について説明する（実習施設での感染対策も含む）

□ 実習施設に、学生に指導している実習前・中・後の感染対策について説明する

学生には実習開始 2 週間前から毎朝の体温測定および健康観察・行動履歴の記録を求め、37.5℃以上の発熱や、COVID-19 を疑う症状、その他気になる症状がある場合は報告するよう説明する（実習終了後 2 週間も同様）

□ 教員も実習開始 2 週間前から体温測定および健康観察を行い、行動履歴とあわせて記録する学生が 2 実習可能な条件（P3）を満たしていることを確認する

□ 必要時には学生の家族（保護者）に対し、臨地実習における感染対策について説明する

2. 実習中

□ 毎朝、学生が 37.5℃以上の発熱や COVID-19 を疑う症状がないか、体調確認を行う（感染症を疑う症状があった場合は以下およびフロー図（P6）参照）

□ 学生には、無理をしないこと、体調の不安があれば教員に申し出ることを徹底する

□ 更衣室や食事休憩時など、密にならないように場所や時間を調整する

- 学生が正しく感染対策を実施しているか適宜確認し、指導する
- 学生が使用する感染対策物品（マスクや消毒物品など）の準備について、実習施設と調整を行う。
- 学生の同居者が感染者、あるいは濃厚接触者と判断された場合は、速やかに教員に報告するよう説明する。保健所により学生が濃厚接触者と判断された場合は以下およびフロー図（P6）参照）

◆学生に COVID-19 を疑う症状がある場合

- 37.5℃以上の発熱や、COVID-19 を疑う症状がある場合は、実習を停止（発熱の判断については、実習施設の基準に準ずる）
→かかりつけ医や新型コロナ受診相談センターに相談または、医療機関への受診を促し、結果を報告するよう指示する
- 当該学生から同居者や近い人の状況、他の学生との接触状況を確認し、実習施設へ状況を報告、今後の対応について協議する

◆学生が濃厚接触者と判断された場合

- 保健所の指示に従い、自宅待機期間は実習を停止する
- 保健所により濃厚接触者と判断されない場合であっても、実習施設と相談した結果、濃厚接触者と同様に扱うことになった場合は、当該学生を一定期間、自宅待機とする

◆学生が COVID-19 診断された場合

- 実習施設の管理者にただちに報告する
- 当該学生は実習を停止。他の学生との接触状況および健康状態を確認する（他の学生が、濃厚接触者と判断された場合は保健所の指示に従う）
- 当該学生の実習対象者への対応については、実習施設の指示に従う
- 学内での情報共有では情報管理を徹底し、感染した学生が誹謗中傷されないように配慮する

実習施設

-実習施設として
安全で安心して臨地実習を行うために
準備・確認を要すること-

学生が安全で安心して臨地実習が行えるように、学生および看護実習対象者（担当患者・利用者：以下、実習対象者）の安全を最優先とし、従来の実習形態にとらわれず、臨床で学んでほしい内容や場面について学校と十分に協議する。その上で実習施設や部署の特殊性を活かした学習環境の提供に努める。

1. 実習前

- 自施設の感染対策について学校（学生）に説明するとともに、自施設での職員向けの感染対策と本基本方針との感染対策に相違がある場合は、事前に学校と調整する
- 実習対象者に、臨地実習における学生の感染対策について説明する
- 実習対象者の選定（対象社自身がマスク着用可能な者新型コロナウイルス感染症〈COVID-19〉を疑う症状を認めない者など）、実習の達成目標、実習内容や方法について、学校と相談し調整する
- 侵襲的な処置およびエアロゾルが発生する状況においては、フェイスシールドやN-95スクなどを装着した感染対策が必要となるため、ケア実施の可否および感染対策方法については学校と十分に協議する（フェイスシールド等を装着して見学可または実習可、もしくは見学も不可など）

● 以下の処置については慎重に取り扱い、看護師の対応に準ずる

例

- ▶実習対象者がマスクを装着できない場合の日常生活援助
（食事介助・口腔ケア・清拭やシャワー介助など）
- ▶実習対象者と15分以上接触し、密着するケアを実践する場合
- ▶吸引処置や酸素吸入などによりエアロゾルが発生する状況がある場合など

- 学生および実習対象者に37.5℃以上の発熱やCOVID-19を疑う症状があったとき、COVID-19と診断されたとき、濃厚接触者と判断されたときの報告体制や対応方法について、事前に学校と協議しておく
- 学生が使用する感染対策物品（マスクや消毒物品など）の準備について、学校と調整を行う

2. 実習中

- 学生が正しく感染対策を実施しているか適宜確認し、指導する
- 学生が感染対策について不安や心配事がないか確認し、それらを緩和できるように働きかける
- 学生が使用する場所（更衣室・休憩室・カンファレンス室など）が、密にならないように場所や使用時間を調整する
- 実習対象者へのケア時は実習対象者にもマスク着用の協力を得る

◆実習対象者に COVID-19 を疑う症状がある場合

- 実習対象者に COVID-19 を疑う症状（発熱を含む）が出現した場合は、担当学生の実習を停止し、実習対象者の PCR 検査結果の陰性確認によって実習を再開させる（※施設の方針に準ずる）

◆実習対象者が濃厚接触者と判断された場合

- 受持ちを中止し、実習対象者の PCR 検査結果が判明するまでは一旦実習を停止する
→実習対象者の PCR 検査結果が陰性の場合は、実習対象者を変更して実習を再開する（※施設の方針に従う）

◆実習対象者が COVID-19 と診断された場合

- 当該学生は濃厚接触者、あるいは接触者としての疫学的調査対象者になる可能性があるため調査の聞き取りができる状況で自宅待機とし保健所の指示に従う
- 当該学生が濃厚接触者に該当すると判断された場合は、保健所の指示に従い自宅待機期間は実習を停止する

3. その他

◆臨地実習の受入可否について

- 学校・実習施設で協議を行い、原則、施設の方針に従う
徳島県内の感染拡大の状況により判断することもあるため「とくしまアラート」のステージ3については、個別の判断とし、ステージ4においては原則、実習中止とする
- 再開についても、学校・実習施設で協議を行い、原則、施設の方針に従う
- 「在宅看護実習」、「公衆衛生看護実習」については、概ね本方針を基準とし、各施設と協議を行い、原則、施設の方針に従う


 CENTER FOR THE STUDY OF LANGUAGE ACQUISITION
 1000 UNIVERSITY AVENUE, SUITE 100
 ANN ARBOR, MI 48106-1100
 TEL: 734 763 7100 FAX: 734 763 7101
 WWW: WWW.CSLA.MI.EDU



た「感染の早期関知のための指標」、クラスターの発生状況等を総合的に判

引用・参考文献

- ・「コロナ禍において安全で安心して臨地実習を実施するための基本方針」
公益社団法人大阪府看護協会 2021 年 3 月
- ・「医療における手指衛生についてのガイドライン」
WHO 2009 年
- ・「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」第 3 版
日本環境感染学会 2020 年

作成メンバー

高開 登茂子／徳島大学病院／看護部長
長谷 奈生己／徳島大学病院／教育担当副看護部長
庄野 まゆみ／徳島赤十字病院／看護部長
樫本 幸代／徳島赤十字病院／教育担当看護師長
橋本 幸子／徳島市民病院／看護部長
岩本 優子／徳島赤十字ひのみね総合療育センター／看護部長
中野 顕作／徳島赤十字ひのみね総合療育センター／看護師長
武市 佳余子／田岡病院／看護部長
宮本 美恵／県立中央病院／看護局長
日下 綾／県立中央病院／看護師長
味上 克子／県立中央病院／教育担当看護師
喜来 浩美／徳島県鳴門病院／看護局長
三木 真澄／吉野川医療センター／看護部長
千田 幸代／阿南医療センター／看護部長
奥田 紀久子／徳島大学医学部保健学科／専攻主任 教授
今井 芳枝／徳島大学医学部保健学科／実習検討委員長 教授
葉久 真理／徳島大学医学部保健学科／助産学 教授
大岡 裕子／徳島文理大学保健福祉学部看護学科／学科長 教授
古川 薫／徳島文理大学保健福祉学部看護学科／教員
上田 伊佐子／徳島文理大学保健福祉学部看護学科／教員
森脇 智秋／徳島文理大学助産学専攻科／教授
小川 佳代／四国大学看護学部看護学科／学部長 教授
池内 和代／四国大学看護学部看護学科／学科主任 教授
河村 恵里子／県立総合看護学校／第二・准看護学科副校長
中野 和美／県立総合看護学校／第一看護学科 学科長
四宮 洋子／県立総合看護学校／第一看護学科 副学科長
藍原 美鈴／県立総合看護学校／第二看護学科 学科長
斉藤 ゆかり／県立総合看護学校／准看護学科 学科長
今崎 順子／徳島県鳴門病院附属看護専門学校／副校長
山本 美佐子／県立富岡東高校羽ノ浦校／教諭
高木 彩／県立富岡東高校羽ノ浦校／教諭
鹿重 芳恵／三好市医師会准看護学院／教務主任
石井 有子／三好市医師会准看護学院／実習調整者
小松 恵子／三好市医師会准看護学院／専任教員
平野 文子／南海病院付属准看護学院／副学院長
徳永 あいこ／徳島県保健福祉部医療政策課／課長補佐
稲井 芳枝／公益社団法人徳島県看護協会／会長